

# 石川県公報

令和8年3月24日

第13893号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

告 示	
○被災者生活再建支援法に基づく長期避難世帯の認定 (危機対策課)	1
○県道の区域の変更 (道路整備課)	1
○県道の供用の開始 (同)	2
○河川整備計画の公表 (河川課)	2
○河川整備計画の公表 (同)	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)	2
○都市計画事業の認可 (公園緑地課)	3
公 告	
○入札公告 (戦略広報課)	3
○県税還付情報管理システムに関する企画提案の募集公 告 (税務課)	4
○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告 (農業基盤課)	5
○基本測量実施公告 (監理課)	5
○公共測量終了公告 (同)	5
○公共測量終了公告 (同)	6
○公共測量終了公告 (同)	6
○公共測量終了公告 (同)	6
公安委員会	
○放置車両の確認等に関する事務の委託の公示	6
○放置車両の確認等に関する事務の委託の公示	7

## 告 示

### 石川県告示第95号

令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害において、次の地域内に居住していた者が属する世帯を被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2号ハに掲げる世帯(以下「長期避難世帯」という。)とした。

令和8年3月24日

石川県知事 馳 浩

- 長期避難世帯の所在する地域  
輪島市小池町元大屋村鶴入タ部1番地及び元鶴入タの4番地
- 長期避難世帯となった日  
令和6年9月21日

### 石川県告示第96号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和8年3月24日から同年4月7日まで縦覧に供する。

令和8年3月24日

石川県知事 馳 浩

路線名	道路の区域				関係図面の 縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
芝原石引町線	金沢市俵町カ59番1地先から 金沢市俵町カ223番丙地先まで	旧	12.82～11.95	22.4	県央土木 総合事務所 維持管理課
	金沢市俵町カ59番1地先から 金沢市俵町カ223番丙地先まで	新	12.82～7.72	22.4	

**石川県告示第97号**

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。  
なお、その関係図面は、令和8年3月24日から同年4月7日まで縦覧に供する。

令和8年3月24日

石川県知事 馳 浩

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
芝原石引町線	金沢市俵町カ162番1地先から 金沢市俵町カ342番1地先まで	令和8年3月24日	県央土木 総合事務所 維持管理課
	金沢市田上町ウ4番1地先から 金沢市田上町ラ48番1地先まで		

**石川県告示第98号**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、塚田川水系河川整備計画を定めたので、別紙のとおり公表する。

なお、「別紙」は、省略し、次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月24日

石川県知事 馳 浩

縦覧場所

石川県土木部河川課及び石川県奥能登土木総合事務所輪島復旧復興課

**石川県告示第99号**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、南志見川水系河川整備計画を定めたので、別紙のとおり公表する。

なお、「別紙」は、省略し、次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月24日

石川県知事 馳 浩

縦覧場所

石川県土木部河川課及び石川県奥能登土木総合事務所輪島復旧復興課

**石川県告示第100号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和8年3月24日

石川県知事 馳 浩

杉平3号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次直線で結んだ線、標柱6号と標柱7号を平成29年石川県告示第175号で指定した同号4に掲げる区域の境界線に沿って結んだ線、標柱7号から標柱10号までを順次直線で結んだ線及び標柱1号と標柱10号を直線で結んだ線により囲まれた区域

標柱の所在地	標柱番号
輪島市杉平町下山93番	1号
” ” ” ”	2号
” ” ” 116番	3号
” ” ” 107番	4号
” ” ” 140番	5号
” ” ” 144番	6号

” ” 鬼田76番 1	7号
” ” ” 75番 9	8号
” ” 下山100番 2	9号
” ” ” 97番 6	10号

(当該指定に係る関係図面は、石川県土木部砂防課及び石川県奥能登土木総合事務所輪島復旧復興課に備え置いて縦覧に供する。)

### 石川県告示第101号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

令和 8 年 3 月 24 日

石川県知事 馳 浩

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地
金 沢 市	金沢都市計画緑地事業 2号 西部緑道	令和 8 年 3 月 24 日から 令和 28 年 3 月 31 日まで	(1) 収用の部分 金沢市大河端町西、大河 端町 (2) 使用の部分 なし

## 公 告

### 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 8 年 3 月 24 日

石川県知事 馳 浩

#### 1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

県広報誌（年 4 回）県内全世帯配布業務

(2) 業務内容

県広報誌（年 4 回）の県内全世帯への配布

(3) 履行期限

県広報誌（年 4 回）を県の発注を受けた印刷業者から受け取った日から起算して10日以内

#### 2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和7年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 県内に本社又は営業所を有する者であること。

(4) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

#### 4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部知事室戦略広報課

電話番号 076-225-1239

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

5 入札の日時及び場所

令和8年3月30日(月)午前10時

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県庁行政庁舎4階 405会議室(入札後、即時開札する。)

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札に参加する者に要求される義務

入札者は、当該業務を別途指定する日時及び場所に納入することができることを証明する書類を令和8年3月27日(金)までに4(1)の場所に提出しなければならない。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

県税還付情報管理システムに関する企画提案の募集公告

次のとおり企画提案を募集する。

令和8年3月24日

石川県知事 馳 浩

1 業務概要

(1) 業務名

県税還付情報管理システム

(2) 業務内容

「県税還付情報管理システム業務仕様書」(以下「仕様書」という。)で規定する内容

2 企画提案への参加資格

この企画提案に参加することができる者は、応募時点において、「県税還付情報管理システムに係る公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)に示す参加資格を全て満たす者とする。

3 実施要領等の交付

実施要領、募集趣旨説明書、企画提案書様式等を以下により交付する。

(1) 交付方法

次のメールアドレスに請求したメールアドレスに対して、返信するメールに添付することにより交付するものとする。

【交付先請求用メールアドレス】 zeimuka@pref.ishikawa.lg.jp

※メールの表題は「【県税還付情報管理システム実施要領等請求】」とし、本文に担当部署名・担当者名・連絡先電話番号・連絡先メールアドレスを記載すること。

(2) 期間

令和8年3月24日(火)午前9時から同月31日(火)午後5時まで

4 企画提案書の提出場所等

(1) 提出場所

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地  
 石川県総務部税務課収納管理グループ（石川県庁 6 階）  
 電話番号：076-225-1273

(2) 提出期限

令和 8 年 4 月 20 日（月）午後 5 時（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（電子媒体についてはメールにより送付してもよい。）

5 審査方法

審査により参加資格を認めた者について、企画提案書の書面審査を行う。

6 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲内で複写することがある。
- (4) 提出された書類の機密保持には、十分に配慮する。

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和8年3月25日から同年4月22日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和 8 年 3 月 24 日

石川県知事 馳 浩

事業名	地区名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (面的集積型)	上山田・下山田地区	県営土地改良事業 変更計画書の写し	かほく市産業建設部 農林水産課

基本測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和 8 年 3 月 24 日

石川県知事 馳 浩

作業種類	作業期間	作業地域
基本測量 (電子基準点測量及び機動観測)	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで	七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、白山市、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整

備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年3月24日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量、水 準 測 量)	令和7年3月17日から 令和8年2月27日まで	七尾市袖ヶ江町、川原町、山王町、上府中町、本府中町、古府町、藤野町地内

#### 公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、津幡町長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年3月24日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (デジタル空中写真撮影、写真地図作成)	令和7年4月24日から 令和8年1月27日まで	河北郡津幡町全域

#### 公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、七尾市長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年3月24日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (デジタル空中写真撮影、写真地図作成)	令和7年4月30日から 令和8年2月3日まで	七尾市全域

#### 公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、白山市番匠町土地区画整理組合理事長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年3月24日

石川県知事 馳 浩

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	令和7年10月3日から 令和8年2月27日まで	白山市番匠町地内

## 公 安 委 員 会

#### 放置車両の確認等に関する事務の委託の公示

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第1項の規定により確認事務の一部を委託したので、同法第51条の12第1項の規定により次のとおり公示する。

令和8年3月24日

石川県金沢中警察署長  
警視正 田 畑 真 志

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称  
株式会社アイビックス北陸
- (2) 主たる事務所の所在地  
金沢市新神田五丁目 2 番地 3

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域  
石川県金沢中警察署の管轄区域
- (2) 期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

---

放置車両の確認等に関する事務の委託の公示

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の 8 第 1 項の規定により確認事務の一部を委託したので、同法第51条の12第 1 項の規定により次のとおり公示する。

令和 8 年 3 月 24 日

石川県金沢東警察署長  
警視 藤 嶋

誠

1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地

- (1) 名称  
株式会社アイビックス北陸
- (2) 主たる事務所の所在地  
金沢市新神田五丁目 2 番地 3

2 確認事務を行う区域及び期間

- (1) 区域  
石川県金沢東警察署の管轄区域
- (2) 期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

